

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

告 示

静岡市告示第625号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質を変更しようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定したので、次のとおり告示する。

令和 3 年10月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

（区域 1）

1 形質変更時要届出区域

静岡市清水区北脇新田字上ノ坪598番、600番、及び渋川字籠田100番のそれぞれの一部（別図「区域 1」のとおり）

2 当該形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が第二溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

（区域 2）

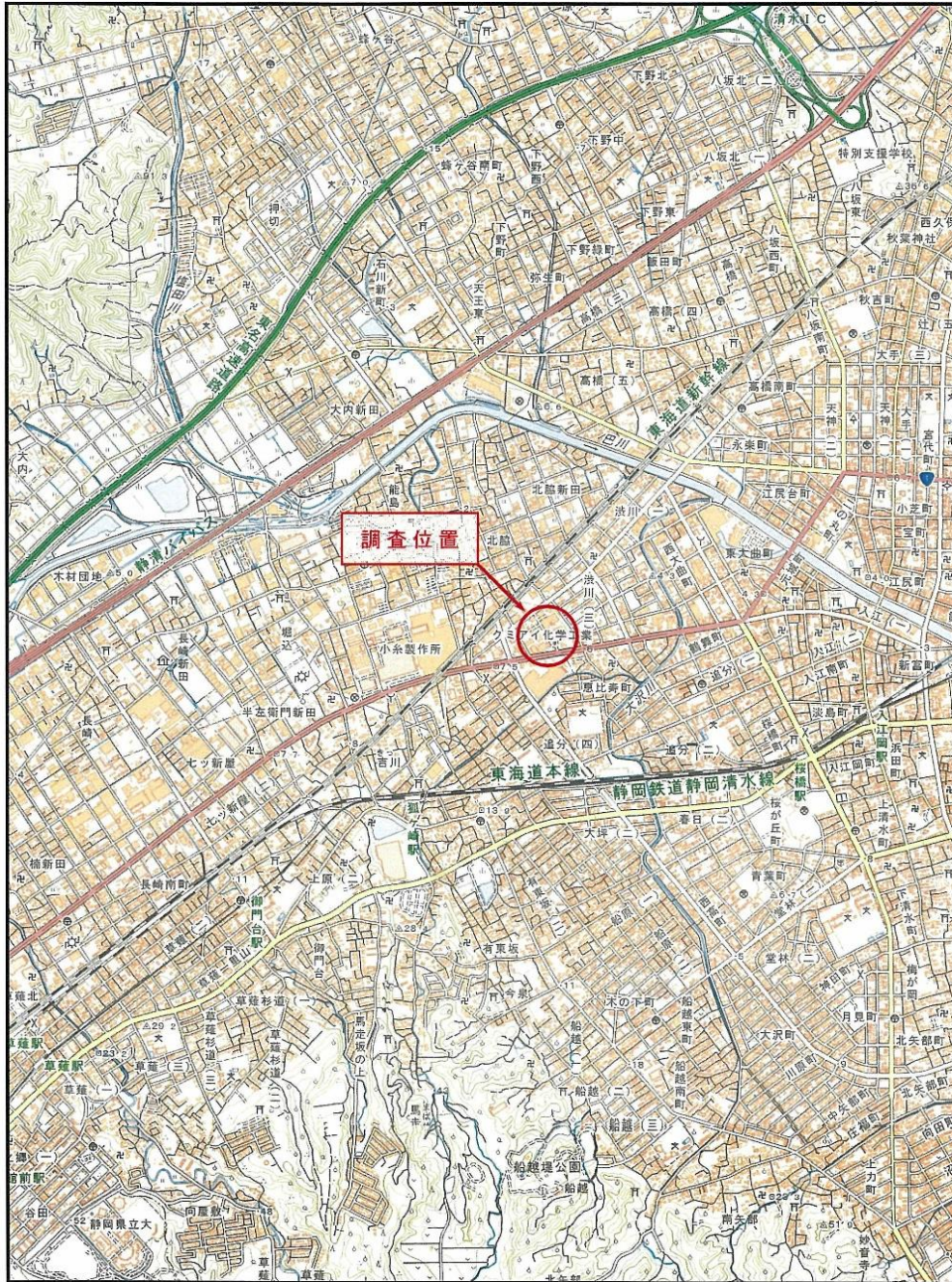
1 形質変更時要届出区域

静岡市清水区北脇新田字上ノ坪601番、渋川字籠田100番、渋川字原115番 1、115番 2、115番 3 及び156番のそれぞれの一部（別図「区域 2」のとおり）

2 当該形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

別図（周辺地図）





※ 国土地理院発行の2万5千分の1地形図

静岡市清水区北脇新田字上ノ坪598番、600番、601番、渋川字籠田100番、渋川字原115番1、115番2、115番3及び156番のそれぞれの一部

(平面図)



形質変更時要届出区域

-  区域1 砒素及びその化合物 第二溶出量基準超過 部分
-  区域2 砒素及びその化合物 土壌含有量基準及び第二溶出量基準超過 部分